

6月定例会の概要

6月定例会では、初日に市長から条例制定案1件、条例の一部改正案2件、補正予算案1件、専決処分承認などその他議案2件が提案され、各常任委員会での審査を経て(一部委員会への付託を省略)、いずれも原案のとおり可決しました。

追加議案として、工事の請負契約1件が提案され、常任委員会での審査を経て、原案のとおり可決しました。

また、最終日には人事案件1件及び議会運営委員会から提出された意見書案1件について、追加提案され、原案のとおり同意・可決しました。



香川県主要農作物等の種子条例制定を求める意見書

意見書全文

主要農作物種子法(以下「種子法」という。)は、昭和27年に米・麦・大豆の優良な種子の生産とそれらの普及について、国や都道府県の公的役割を明確にするため制定され、日本の農業、食の安全を守ってきた。

しかし、平成30年4月、種子法が廃止され、これまで都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取組に法的な裏づけがなくなったことにより、今後、稲などの種子価格の高騰や、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が危惧される。さらに、農業競争力強化支援法及び改正種苗法の施行により、特定の事業者による種子の独占が起こる可能性があることや、農業者の自家採種が制限されるなど、農業を取り巻く環境は厳しい状況に直面している。

香川県においては、種子法が廃止されて以降、「香川県主要農作物採種事業実施要領」等の改正により、廃止前と変わらない優良な種子の安定供給体制の構築に努められているところであるが、事業の法的根拠がなく、また近年、各地で問題となっている異常気象などの気候変動への対応のためには、今まで以上に地域の気候風土に適応した種や苗の確保が肝要であることから、条例の制定が必要とされることである。

よって、本県の気候風土により育まれた伝統的品種や農業振興のために開発した品種を守るべく、現行の種子生産及び普及体制を生かし、本県における主要農作物等の優良な種子の安定供給や品質確保が維持できるよう、主要農作物等の種子政策に関わる条例制定を強く要望する。

補正概要

総務費

LINEシステム構築・運用業務委託料 202万円

LINEを活用し、道路公園等通報システムやイベント・講演等参加予約システムなどを実装することで、市民の利便性や職員の業務の負担軽減を図るもの。

商工費

坂出市魅力発信事業委託料 1,870万円

有名人を起用したプロモーション動画等を作成することにより、観光・ふるさと納税・移住定住のPRを行うもの。

教育費

公有財産購入費 5,664万円

学校給食センターの整備事業費について、契約時と比べ物価上昇が著しく、要求水準書に基づき事業者よりサービス対価の変更の請求があったため契約金額を改めるもの。

